

生駒市建築基準法施行細則及び生駒市建築関係意見聴取規則の一部を改正
する規則

(生駒市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 生駒市建築基準法施行細則（平成11年4月生駒市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1条の3第9項第3号及び」を「第1条の3第11項第3号及び第14項第2号並びに」に改め、同項第1号ア中「建築物」の次に「又は工作物」を加え、「第29条第4号」を「第29条第1項第4号」に改め、同号イ中「係る建築物」の次に「又は工作物」を加え、同項第3号及び同条第2項中「第1条の3第9項及び」を「第1条の3第11項及び第14項並びに」に改める。

第17条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第20条中「第86条の7」を「第86条の7第1項」に、「第137条の9」を「第137条の12」に改める。

様式第12号中「第137条の7又は第137条の8」を「第137条の10又は第137条の11」に改める。

(生駒市建築関係意見聴取規則の一部改正)

第2条 生駒市建築関係意見聴取規則（平成6年4月生駒市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に、「第88条第1項、第2項及び第4項、第90条第3項並びに」を「第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 建築指導課審査係（内線596）